

会員に関する内規

制定：2016年 1月31日

最終改正：2021年10月17日

- 1 本内規は，日本図書館情報学会規約第5条および第7条に基づき，会員の種別と権利を定めることを目的とする。
- 2 正会員とは，図書館情報学研究ならびに図書館業務にたずさわる者，および図書館情報学に関心のある者を指す。
 - (1) 正会員は以下の権利と義務を有する。
 - 1) 機関誌の配布を受けること
 - 2) 機関誌への投稿
 - 3) 研究集会への参加
 - 4) 研究集会における研究発表の申込み
 - 5) 総会参加と議案提出
 - 6) 役員選挙・被選挙権
 - 7) 学会賞，論文賞，奨励賞の選考対象となること
 - 8) 入会金と会費の納入
 - (2) 学籍があって正会員となっている場合，研究発表，論文投稿において，学籍のある機関名と職場機関名について，併記あるいはどちらか一方の選択を可能とする。
 - (3) 正会員は3年間の会費滞納で資格停止処分とする。また1年間の会費滞納で機関誌の配付を一時停止する。この場合の1年間とは当該年度末までを意味する。ただし，滞納分の会費が追納され次第，停止期間中のバックナンバーを配付する。
- 3 学生会員とは，夜間・週末コースを含む正規課程の学生のことを指す。
 - (1) 大学における学部，大学院の正規課程に所属している「研究生」を含む。
 - (2) 「聴講生」，「科目等履修生」，「研修生」等は学生会員となることのできない。
 - (3) 学生会員となる要件を満たしていても，本人の希望により正会員となることのできる。
 - (4) 学生会員は，以下の権利と義務を有する。
 - 1) 機関誌の配布を受けること
 - 2) 機関誌への投稿

- 3) 研究集会への参加
 - 4) 研究集会における研究発表の申込み
 - 5) 論文賞，奨励賞の選考対象となること
 - 6) 入会金と会費の納入
- (5) 学生会員の研究発表ならびに論文投稿における所属の表記は，学籍のある機関名とする。
- (6) 学生会員は，2年間の会費滞納で資格停止処分とする。また1年間の会費滞納で機関誌の配付を一時停止する。この場合の1年間とは当該年度末までを意味する。ただし，滞納分の会費が追納され次第，停止期間中のバックナンバーを配付する。
- 4 団体会員とは図書館および類縁機関を指す。
- (1) 団体会員は，以下の権利と義務を有する。
- 1) 機関誌の配布を受けること
 - 2) 当該機関に所属する者の研究集会への参加
 - 3) 入会金と会費の納入
- (2) 団体会員は，3年間の会費滞納で資格停止処分とする。また1年間の会費滞納で機関誌の配付を一時停止する。この場合の1年間とは当該年度末までを意味する。ただし，滞納分の会費が追納され次第，停止期間中のバックナンバーを配付する。
- 5 賛助会員とは，本会の目的に賛同し，その事業を援助する個人または団体を指す。
- (1) 賛助会員は，以下の権利と義務を有する。
- 1) 機関誌の配布を受けること
 - 2) 当該機関に所属する者の研究集会への参加
 - 3) 入会金と会費の納入
- (2) 賛助会員は，3年間の会費滞納で資格停止処分とする。また1年間の会費滞納で機関誌の配付を一時停止する。この場合の1年間とは当該年度末までを意味する。ただし，滞納分の会費が追納され次第，停止期間中のバックナンバーを配付する。
- 6 名誉会員とは，図書館情報学および本会に功労のあったもののうちから，総会決議をもって推薦された者を指す。
- (1) 名誉会員は，以下の権利を有する。
- 1) 機関誌の配布を受けること

2) 研究集会への参加

- 付則 本内規は 2016 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 本内規は 2022 年 4 月 1 日から施行する。